

平成20年第2回

福島町議会定例会

平成20年12月24日（水）

諸般の報告
(第1号)

福島町議会

提出された案件

1. 町長提出

- 議案第1号 福島町まちづくり基本条例の制定について
議案第2号 福島町まちづくり推進会議条例の制定について
議案第3号 福島町国民健康保険条例の一部改正について
議案第4号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第5号 渡島西部広域事務組合規約の変更に関する協議について
議案第6号 福島町の区域内に新たに生じた土地の確認について
議案第7号 福島町の字の区域の変更について
議案第8号 平成20年度福島町一般会計補正予算（第7号）
議案第9号 平成20年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第10号 平成20年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第11号 平成20年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第12号 平成20年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）

2. 議会提出

- 発議第1号 福島町議会基本条例の制定について
意見書案第1号 JR不採用問題の早期全面解決を求める意見書の提出について

町長・その他の執行機関から通知のあった説明員

町長	村田 駿	副町長	竹下 泰弘
総務課長兼総務グループ参事	川岸 勤	総務課企画グループ参事	土門 修一
財務課長兼財務グループ参事 兼税務グループ参事	花田 春夫	出納室長	本庄屋 誠
町民課長兼住民グループ参事	(竹下 泰弘)	町民課福祉グループ参事	鳴海 清春
産業課長兼水産グループ参事	三鹿 菊夫	産業課農林グループ参事	工藤 昭一
産業課商工グループ参事	出羽 正機	建設課長兼建設グループ参事 兼水道グループ参事	横内 俊悦
吉岡支所長	極 檀 忠 男	福島保育所長	(竹下 泰弘)
福祉センター次長	(盛川 哲)		
教育長	丁子谷 雅 男	教育委員会教育次長 兼学校教育グループ参事	木村 修
教育委員会生涯学習グループ参事	盛川 哲	学校給食センター所長	(木村 修)
農業委員会事務局長	(工藤 昭一)		
監査委員	花田 修一	監査委員補助職員	(石堂 一志)

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	石 堂 一 志	議会グループ総括主査	坂 口 稔
議会グループ主事	吉 澤 裕 治	議会グループ書記	庭 奈 々 子

監査報告

- 11月12日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。(水道事業会計)
- 11月13日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。
(一般会計、老人保健特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、
後期高齢者医療特別会計)
- 12月10日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。(水道事業会計)
- 12月11日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。
(一般会計、老人保健特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、
後期高齢者医療特別会計)

委員会の調査報告等

- 11月18日 経済福祉常任委員会から、J R 不採用問題の早期全面解決を求める意見書の提出があった。
- 12月17日 議会運営委員会から、福島町議会基本条例の制定について、提出があった。
- 12月19日 総務教育常任委員会から、所管事務調査結果の報告があった。
〃 経済福祉常任委員会から、所管事務調査結果の報告があった。
〃 広報・広聴常任委員会から、所管事務調査結果の報告があった。
〃 自治基本条例・議会基本条例に関する調査特別委員会から、付託事件調査結果の報告があった。

一部事務組合議会等の報告

- 12月8日 金沢秀一議員から、平成20年第2回渡島廃棄物処理広域連合議会定例会の報告があった。
- 12月17日 平野隆雄議員から、平成20年第3回渡島西部広域事務組合議会定例会の報告があった。

閉会中の所管事務調査の通知

- 11月13日 火葬場建設に関する調査特別委員会から、閉会中の付託調査事件の継続調査の申し出があった。
- 11月18日 経済福祉常任委員会から、閉会中の所管事務調査の申し出があった。
- 12月11日 広報・広聴常任委員会から、閉会中の所管事務調査の申し出があった。
- 12月17日 議会運営委員会から、閉会中の所管事務調査等の申し出があった。

議会に関連した諸行事（平成20年第1回臨時会後 本日まで）

- 10月20日 全員協議会（議会基本条例について）
- 10月21日 第2回渡島廃棄物処理広域連合議会定例会（関係議員）
- 10月22日 経済福祉常任委員会行政視察（乙部町 イカゴロの活用について）
- 10月23日 福島町高齢者ふれあいスポーツ大会（議長ほか）
 - 〃 名古屋市議員等行政視察受入れ（議会活性化の取り組み）
 - 〃 山梨県昭和町議会行政視察受入れ（開かれた議会の取り組み）
 - 〃 議会運営委員会（議会だより編集、議会基本条例の策定について）
- 10月24日 議員勉強会（今後の生活排水処理の在り方について）
- 10月29日 渡島管内市町議会議員研修会（北斗市）
- 10月30日 自治基本条例・議会基本条例に関する調査特別委員会
- 11月1日 南北海道駅伝競走大会スポーツ講演会、交流会（議長）
- 11月2日 南北海道駅伝競走大会（議長）
- 11月3日 福島町表彰式（議長ほか）
- 11月4日～5日 総務教育常任委員会（所管関係施設・事業等の町内視察、第4次福島町総合開発計画前期実施計画（平成20年度ローリング）の状況について）
- 11月7日 第3回マニフェスト大賞授賞式（東京都 議長ほか）
- 11月8日 福島町民文化祭（議長ほか）
- 11月9日 福島保育所おゆうぎ会（議長ほか）
- 11月11日 議員研修会（青函トンネル記念館シアター室 議会基本条例について）
- 11月12日 山形県庄内町議会運営委員会行政視察受入れ（議会活性化の取り組み）
- 11月13日 火葬場建設に関する調査特別委員会
- 11月14日 三重県川越町議会行政視察受入れ（開かれた議会の取り組み）
 - 〃 議会運営委員会（議会基本条例の素案に係る各種計画（基本構想等）の協議について）
- 11月16日 吉岡幼稚園ゆうぎ会（議長）

- 11月16日 福島中学校授業参観（議長ほか）
- 11月17日～18日 経済福祉常任委員会（イカゴロの活用、所管関係施設・事業等の町内視察、第4次福島町総合開発計画前期実施計画（平成20年度ローリング）の状況について）
- 11月19日 全国町村議会議長大会（東京都 議長）
- 11月20日 北海道の自衛隊体制維持を求める中央決起大会（東京都 議長）
- 11月22日～23日 「マニフェスト・スクール青森」研修会（青森県 議長ほか）
- 11月26日 徳島県北島町議会行政視察受入れ（議員の評価制度等）
- 11月27日 自治基本条例・議会基本条例に関する調査特別委員会
 〃 全員協議会（地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金制度事業、福島町過疎地域自立促進市町村計画（計画期間：平成17年度～平成21年度）の変更について）
- 11月30日 福島町PTA連合会研究大会（議長ほか）
- 12月1日 議会運営委員会（議会費の予算、議会基本条例の策定ほか）
- 12月5日 第3回渡島西部広域事務組合議会定例会（関係議員）
- 12月8日 全員協議会（議会基本条例について）
- 12月10日～11日 広報・広聴常任委員会（町民懇談会・議会基本条例について）
- 12月12日 吉岡ウィンターフェスティバル（議長）
 〃 議会運営委員会（議会基本条例の策定ほか）
- 12月13日 福島町青少年の主張大会（議長ほか）
- 12月15日 自治基本条例・議会基本条例に関する調査特別委員会
 〃 議会運営委員会（議会基本条例の策定ほか）
- 12月17日 一般質問通告
 〃 議会運営委員会（第2回定例会の運営ほか）

議員の表彰

- 11月3日 福島町から、次の議員が表彰された。
- 議員12年以上在職、杉村志朗議員
 〃 佐藤孝男議員
 〃 平野隆雄議員
 〃 金沢秀一議員

常 任 委 員 会 報 告

平成20年9月24日、第1回福島町議会定例会（9月会議）において議決された、閉会中の所管事務調査を終えた常任委員会から、別紙のとおり所管事務調査報告書の提出があったので、これを報告する。

平成20年12月24日 提 出

福島町議会議長 溝 部 幸 基

記

- 総務教育常任委員会
- 経済福祉常任委員会
- 広報・広聴常任委員会

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

総務教育常任委員会

委員長 平 野 隆 雄

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、平成20年9月24日第1回福島町議会定例会（9月会議）において議決を得た、閉会中の所管事務調査を終えたので、会議規則第76条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調査事件	(1) 所管関係施設・事業等の町内視察について (2) 第4次福島町総合開発計画前期実施計画（平成20年度ローリング）の状況について	
調査期間	平成20年11月4日～11月5日（2日間）	
出席委員	(1) 11月4日（火）	(2) 11月5日（水）
	委員長 平野隆雄	委員長 平野隆雄
	副委員長 滝川明子	副委員長 滝川明子
	委員 佐藤卓也	委員 佐藤卓也
	” 加藤雅行	” 加藤雅行
	” 藤山大基	” 藤山大基
” 溝部幸基	” 溝部幸基	
欠席委員	なし	
委員外議員	議員 木村隆	なし
	” 杉村志朗	
	” 佐藤孝男	
出席説明員	町長 村田駿	町長 村田駿
	副町長 竹下泰弘	副町長 竹下泰弘
	教育長 丁子谷雅男	教育長 丁子谷雅男
	総務課長兼総務グループ参事 川岸勤	総務課長兼総務グループ参事 川岸勤
	総務課企画グループ参事 土門修一	総務課企画グループ参事 土門修一
	財務課長兼財務グループ参事兼税務グループ参事 花田春夫	総務課企画グループ主査 住吉英之
	出納室長 本庄屋誠	財務課長兼財務グループ参事兼税務グループ参事 花田春夫
	吉岡支所長 極檀忠男	出納室長 本庄屋誠
	教育委員会教育次長 木村修哲	教育委員会教育次長 木村修哲
	教育委員会生涯学習グループ参事 盛川哲	教育委員会生涯学習グループ参事 盛川哲
議会事務局職員	議会事務局長 石堂一志	議会事務局長 石堂一志
	議会グループ総括主査 坂口稔治	議会グループ主事 吉澤裕治
	議会グループ主事 吉澤裕治	

[委員会意見]

調査事件 1 所管関係施設・事業等の町内視察について（平成 20 年 11 月 4 日調査）

本委員会が所管する関係施設・事業等の課題・問題点等を把握すべく町内視察を実施した。午前中に吉岡生活改善センター等各会館の施設状況について、担当職員から説明を受けた後、吉岡砕石の原石採取現場を現地視察した。午後からは、総合体育館の屋上（北側）防水工事、耐震診断の行われた福島小学校（南側校舎）を現地視察した。

また、町が検討を進めている中学校の統廃合問題について、福島・吉岡両中学校の校長先生等との懇談も実施した。

視察状況を踏まえた検討会を行ったところであり、その結果における主な内容及び留意事項は、次のとおりである。

○町有財産（砕石）について

原石の採取契約は、平成 12 年に締結しており、契約期間が 20 年間で採掘するもので、その支払いを 10 年で受けることになっている。平成 21 年度に料金の支払いは終了するが、公共事業の減少により砕石の売上げ状況が当初計画よりも落ち込む懸念があり、契約時の状況と現在の各鉱区で採取している状況について、できるだけ直近の資料を提示し説明を受け比較検討する必要がある。

○福島・吉岡中学校の統廃合について

教育委員会と保護者側は、現在 10 回程度の協議を進めているが、過去の統廃合の教訓を参考として地域の要望を適確に把握し共通理解を得ることが重要であり、当事者である子ども達の学習プログラム等に支障をきたすことのないよう最大限に考慮した取り組みをすべきである。また、教育委員会と学校側が共通の認識を持ちながら話し合いを進めることも肝要であり、委員会側の積極的な対応が必要と考える。

学校評議員制度の運営と活動については、学校運営や学習に係る課題の解決とともに、今後は統廃合の問題についても積極的な協議、検討が必要と考える。

○教育委員会の活動評価について

教育委員会の活動評価（平成 19 年度）については、早期に実施、提出すべきである。

○福祉センター図書室について

町内各施設の利用者が年々減少している中で、福祉センター図書室の利用者は担当者の努力もあり 18 年度から大幅に増えているが、活字離れの状況はなお進行しており、学校教育・生涯学習の視点から「読書の推進」は重要な課題であり、今後も図書室と各学校の連携を深め、移動図書バス、各種生涯学習事業等との連動などの積極的な読書事業展開を図る必要がある。

○渡島・檜山地方税滞納整理機構について

当初の計画は、5年間で全体の計画を見直すことになっていたが、平成19年度に檜山が加入したことにより、当面組織の継続が予想されることから、負担金の分担状況の分析、依頼事案等の分析・検証、町担当者の収納技術の向上等について検討が必要である。

調査事件2 第4次福島町総合開発計画前期実施計画（平成20年度ローリング）の状況について（平成20年11月5日調査）

第4次福島町総合開発計画については、平成18年3月開催の定例会において、基本構想及び基本計画が議決され、本年度は前期実施計画3年次目の事業が推進されている。

当町の財政状況は、地方交付税の大幅な縮減をはじめ、景気低迷に伴う税収の落ち込みなどにより、年々厳しさを増しており、このたびの実施計画の見直しにあたっては、平成18年1月に策定された「福島町自立プラン」による財政計画との整合性を図る観点から、ローリング作業が行われたところである。

このような状況を踏まえ、当委員会としても、所管にかかる当年度以降の事業計画内容の把握に努めるべく、実施計画のローリング状況を調査したところであり、その結果における内容と留意すべき事項は、次のとおりである。

○中学校教育用コンピューター整備事業について

パソコン導入後の生徒の使用状況や授業での効果を十分に検証し、機器の対応等については、学習に必要な機能等について学校と十分協議したうえで整備を検討すべきである。また、見積もりは1社だけではなく、複数の業者から取り寄せることが必要であり、パソコン、プリンター、サーバーなどの各種機器は新製品にこだわらず、実勢価格と比較することによりコストダウンを図るべきである。

○学校施設耐震化事業について

吉岡小学校の耐震化については、今後の統廃合の動向により変化するにしても、補修の対応など、早急に実施を検討すべきであり、診断後の対応についても早急に示すことが必要と考える。

○地域分団積載車更新事業について

財政状況が厳しい状況で、消防分団積載車の購入車種を変更しているが、当初から分団や消防署と協議を行い、整理した内容で予算要求等に臨むことが必要である。

○救急車更新事業について

前年に国庫補助金の廃止で見直したものが、今年度も変更となっており、消防署との協議については、見積書等積算根拠の精査に十分注意すべきである。

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会

委員長 杉 村 志 朗

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、平成20年9月24日第1回福島町議会定例会（9月会議）において議決を得た、閉会中の所管事務調査を終えたので、会議規則第76条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調査事件	(1) イカゴロの活用について (2) 所管関係施設・事業等の町内視察について (3) 第4次福島町総合開発計画前期実施計画（平成20年度ローリング）の状況について	
調査期間	平成20年11月17日～11月18日（2日間）	
出席委員	(1) 11月18日（火）	(2) 11月17日（月）
	委員長 杉 村 志 朗 副委員長 木 村 隆 雄 委員 川 村 明 雄 " 新 山 大 吉 " 佐 藤 孝 男 " 金 沢 秀 一	委員長 杉 村 志 朗 副委員長 木 村 隆 雄 委員 川 村 明 雄 " 新 山 大 吉 " 佐 藤 孝 男 " 金 沢 秀 一
欠席委員	なし	
委員外議員	議員 佐 藤 卓 也 " 滝 川 明 子	議員 佐 藤 卓 也 " 滝 川 明 子
職務のため出席した議員	議長 溝 部 幸 基	議長 溝 部 幸 基
出席説明員	町 長 村 田 駿 弘 副町長 竹 下 泰 弘 産業課長兼水産グループ参事 三 鹿 菊 夫 産業課水産グループ総括主査 中 島 和 俊 産業課水産グループ主査 川 合 力 哉	副町長 竹 下 泰 弘 福祉センター長 丁 子 谷 雅 男 産業課長兼水産グループ参事 三 鹿 菊 夫 産業課農林グループ参事 工 藤 昭 一 産業課商工グループ参事 出 羽 正 機 町民課福祉グループ参事 鳴 海 清 春 町民課住民グループ総括主査 阿 部 幸 三 建設課長兼建設グループ参事兼水道グループ参事 横 内 俊 悦 福祉センター次長 盛 川 哲
議会事務局職員	議会事務局長 石 堂 一 志 議会グループ総括主査 坂 口 稔	議会事務局長 石 堂 一 志 議会グループ総括主査 坂 口 稔 議会グループ主事 吉 澤 裕 治

	(2) 11月18日(火)	(3) 11月18日(火)
	出席委員	委員長 杉村志朗 副委員長 木村隆 委員 川村明雄 “ 新山大吉 “ 佐藤孝男 “ 金沢秀一
欠席委員	なし	なし
委員外議員	議員 佐藤卓也 “ 滝川明子	議員 佐藤卓也 “ 滝川明子
職務のため出席した議員	議長 溝部幸基	議長 溝部幸基
出席説明員	町長 村田駿 副町長 竹下泰弘 産業課長兼水産グループ参事 三鹿菊夫 産業課農林グループ参事 工藤昭一 産業課商工グループ参事 出羽正機 町民課福祉グループ参事 鳴海清春 町民課住民グループ総括主査 阿部幸三 建設課長兼建設グループ参事兼水道グループ参事 横内俊悦 福祉センター次長 盛川哲	町長 村田駿 副町長 竹下泰弘 企画グループ参事 土門修一 企画グループ総括主査 前田勝広 財務課長兼財務グループ参事兼税務グループ参事 花田春夫 産業課長兼水産グループ参事 三鹿菊夫 産業課農林グループ参事 工藤昭一 産業課商工グループ参事 出羽正機 町民課福祉グループ参事 鳴海清春 町民課住民グループ総括主査 阿部幸三 建設課長兼建設グループ参事兼水道グループ参事 横内俊悦 福祉センター次長 盛川哲
議会事務局職員	議会事務局長 石堂一志 議会グループ総括主査 坂口稔	議会事務局長 石堂一志 議会グループ総括主査 坂口稔

[委員会意見]

調査事件 1 イカゴロの活用について（平成 20 年 11 月 18 調査）

当町の基幹産業である水産業及び水産加工業を取り巻く環境は、燃油の高騰などにより以前にも増して大変厳しい事態に陥っている。

このような中で、町は水産業の安定的発展のため「福島地区マリンビジョン」を基にした「つくり育てる管理型漁業」の推進を図り、漁業協同組合をはじめ各関係機関と連携し、各種対策に取り組んでいる。

マリンビジョンに計画予定事項として登載されている「イカゴロの有効活用について」その現状や課題の把握を行い今後の資源循環型社会の構築を目指し、その問題点や対策などを調査したものである。

なお、9月8日には、1回目の調査と併せ広報・広聴常任委員会として福島吉岡漁業協同組合・福島町水産加工振興協議会役員との懇談会を開催したところである。

また、10月22日には「乙部町豊かな浜づくり協議会」による「イカゴロ有効活用」の実施状況を視察し、2回の調査・検討をしたところであり、その結果の主な内容および意見等は次のとおりである。

1. イカゴロを燃料として活用するための研究や施設の建設は、地元の雇用問題も含めて、加工場の理解を得ながら取り組みを慎重に進める必要がある。
2. 「イカゴロ有効活用」については、今までの取り組みについて失敗例が多く、テストプラントによる状況を十分把握することが大事であり、試作品の内容等を早期に提示していただき検討することが必要である。
3. 磯焼け対策や魚類のい集のためのイカゴロの海中投棄については、試験段階としての具体的な実施方法を経費も含め漁業者や組合と協議し、平成21年度に向けた日程を決め、積極的に取り組むべきである。
4. 町の基幹産業に議会が後押しすることも必要であり、主たる目的は磯焼け、漁業資源対策であるが、取扱全体数量からすると鮮度の良い前浜いかに限定したわずかな量の試験となるが、加工場の経費節減と今後の可能性につながるような検討をすべきである。
5. 乙部町の実施状況を漁業者に情報提供し、福島町において実施できる規模等について調整をし議会での提案も検討すべきである。

調査事件 2 所管関係施設・事業等の町内視察について

(平成 20 年 11 月 17 日～11 月 18 日調査)

本委員会においては、今般、2 日間にわたり所管事務調査として、所管する関係施設・事業等の町内視察を実施した。

初日に、墓地公園、福島（福島地区）漁港整備事業、温泉健康保養センター、福島吉岡漁業協同組合（荷捌き所）、漁港海岸整備事業、福島川改修事業、岩部浄水場、千軒リサイクルセンター・最終処分場などの現地視察を終え、検討会を行った。

2 日目には、初日に引き続き、視察状況を踏まえた検討会を行ったところであり、その結果における主な内容及び留意事項は、次のとおりである。

○町有林造成事業について

平成 21 年度に予定している実施計画の策定に際し、杉材の需用の動向も含め、将来の樹種の検討も必要である。

○漁港海岸環境整備事業について

カモメや鳥類は、衛生面の問題や鳥インフルエンザの危険性があることを認識し、利用状況を把握したうえで、被害が起こらないよう対策を講じる必要がある。

夏に試験供用した際の問題点の分析、海水温の調査、水質検査によるデータの収集・分析が重要である。本格的な供用に向けて、来年度テストする事項の検討を行ったうえで、日程や資料を早期に提示することが必要である。

○横綱・青函トンネル記念館の運営について

記念館建設の目的の達成度について、現状の認識と採算性を考慮し、今後の運営を検討することが必要である。

子ども達に関心を持ってもらうように、勉強会等を開催したり、老人クラブや高齢者学級で利用することによって交流人口の増加が期待できる。また、職員や町民からアイデア募集やアンケート調査を行い、利用者増に向けた取り組みを検討する必要がある。

○釜谷川河川改修工事について

当初計画した内容と現地の状況を考慮した対応で工事が実施されたことは理解するが、開発計画や自立プランとの整合性があることから、事前の協議を実施した中で整備を進める必要がある。

○温泉保養健康センターについて

経費節減対策として、露天風呂の営業縮小とサービス維持のための料金値上げを検討する必要がある。

施設内の禁煙対策で、玄関の外を喫煙所として利用しているが寒さ対策の検討もすべきである。

○墓地公園について

墓地公園の未建立数が相当数あり、許可からかなりの年数が経過していることから、建立期間や料金の返納を含めた条例改正の検討が必要である。なお、区画の処分方法についても、併せて検討すべきである。

調査事件3 第4次福島町総合開発計画前期実施計画（平成20年度ローリング）の状況について（平成20年11月18日調査）

第4次福島町総合開発計画については、18年3月開催の定例会において、基本構想及び基本計画が議決され、本年度は前期実施計画3年次目の事業が推進されている。

当町の財政状況は、地方交付税の大幅な縮減をはじめ、景気低迷に伴う税収の落ち込みなどにより、年々厳しさを増しており、このたびの実施計画の見直しにあたっては、18年1月に策定された「福島町自立プラン」による財政計画との整合性を図る観点から、ローリング作業が行われたところである。

このような状況を踏まえ、当委員会としても、所管にかかる当年度以降の事業計画内容の把握に努めるべく、実施計画のローリング状況を調査したところであり、その結果における内容と留意すべき事項は、次のとおりである。

○生活排水対策について

海水浴場の供用開始に伴う生活排水や加工場の排水問題については、浄化槽での対応を含めて行政が中心になって総合的な対策を計画し、早い段階から環境衛生（保全）について住民の意識徹底を図ることが大事であり、早急に対応すべきである。この問題を総合開発審議会へ提起し、モデル地区を設定して早急に整備を開始する必要がある。

○釜谷川改修事業について

開発審議会での対応が終わってから、短期間で金額が変更となっており、自立プランでの節減の方向の中で、新たに予定外のものが出てくる現状の捉え方、計画のなさがあり、他の地区への対応も含めて十分注意する必要がある。

○さけ・ますふ化場建設事業について

施設の稼動時に雇用があるのであれば、町内の雇用を優先することを要望する。また、町の活性化事項として、観光客の集客に結びつけた釣りなどの事業も検討すべきである。

○漁港海岸環境整備事業について

センターハウスの建設に伴い建設費は道負担となるが、シャワーやトイレなどの維持管理費については、町の負担であり、できるだけ経費のかからない施設の建設を検討すべきである。

(意見交換の結果)

○生活雑排水対策について

河川や海水汚染の要因になっている生活雑排水、加工場排水の対策としては、合併浄化槽の検討と併せ、上水道の余剰水の活用、雪どけ水の有効活用、河川水の活用等について積極的に検討・提言することも必要であり、環境保全について、町と連携し一般家庭の意識改革、地域住民との勉強会等の取り組みを検討すべきであり、議会として最終的には環境対策の条例提案という方向性までまとめることも必要である。

○漁港海岸環境整備事業について

供用開始後の年間の利用計画やランニングコスト、経済効果等について、資料の提示を求めて検討すべきであり、乙部町や旧三厩村などの関連施設整備やメンテナンスを含むランニングコスト、海水浴場として利用する期間外の有効利活用策について、資料を収集し比較検討することも必要である。

海水浴場としての水質や水温についても、今回の説明では不十分で、検討する必要がある、議会として21年度にテーマとして取り上げ、課題解決に向けた取り組みをしていくことが必要である。

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

広報・広聴常任委員会

委員長 金 沢 秀 一

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、平成20年9月24日第1回福島町議会定例会（9月会議）において議決を得た、閉会中の所管事務調査を終えたので、会議規則第76条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調査事件	議会基本条例について（町民懇談会）			
調査期間	平成20年12月10日～12月11日（2日間）			
出席委員	（1）12月10日（水）			
	委員長	金 沢 秀 一	委 員	木 村 隆
	副委員長	滝 川 明 子	〃	加 藤 雅 行
	委 員	平 野 隆 雄	〃	佐 藤 孝 男
	〃	杉 村 志 朗	〃	藤 山 大
	〃	佐 藤 卓 也	〃	溝 部 幸 基
〃	川 村 明 雄			
欠席委員	委 員 新 山 大 吉			
出席者	福島吉岡漁業協同組合	組合長	桜庭 寿彦	前福島町まちづくり基本条例 町民検討委員会 委員 金谷 奉宏
	福島町農業協同組合	〃	久野 寿一	〃 成田 寛治
	北海道電力福島営業所	課長	新保 昌宏	〃 堀 繁子
	福島郵便局	局長	高田 重美	〃 吉田 善男
	福島町医歯会		小笠原 実	一般参加者 宮坂 一善
議会事務局職員	議会事務局長	石 堂 一 志	議会グループ主事	吉 澤 裕 治
	議会グループ総括主査	坂 口 稔		

	(2) 12月11日(木)			
出席委員	委員長	金 沢 秀 一	委員	新 山 大 吉
	副委員長	滝 川 明 子	〃	木 村 隆
	委員	平 野 隆 雄	〃	佐 藤 孝 男
	〃	杉 村 志 朗	〃	藤 山 大
	〃	佐 藤 卓 也	〃	溝 部 幸 基
	〃	川 村 明 雄		
欠席委員	委員	加 藤 雅 行		
出席者	江差信用金庫福島支店	代理	山本 敏雄	福島保育所保護者会 会長 平野 雄輝
	福島町商工会	会長	小笠原幸助	吉岡幼稚園PTA 副会長 本庄 丈晴
	福島町少年体育連盟	理事長	大徳 伸吾	福島小学校PTA 〃 木村 互哉
	福島町女性会	会長	清水 圭子	吉岡小学校PTA 会長 清水 真聖
	福島町老人クラブ連合会	〃	成田 民夫	吉岡中学校PTA 会長 平沼 竜平
	福島町体育協会	副会長	北野 宏	福島幼稚園母の会 〃 石岡 裕子
	福島町文化団体協議会	会長	村山 和治	〃 副会長 富沢 由美
	福島町社会福祉協議会	〃	木村 末正	福島幼稚園 教諭 河合ゆき江
	傍聴者代表		山崎 義男	一般参加者 宮坂 一善
	前福島町まちづくり基本条例 町民検討委員会	委員	小泉 五郎	
議会事務局職員	議会事務局長	石 堂 一 志	議会グループ主事	吉 澤 裕 治
	議会グループ総括主査	坂 口 稔		

[委員会意見]

調査事件 1 議会基本条例について（平成 20 年 12 月 10 日～12 月 11 日調査）

平成 12 年の地方分権一括法の施行により地方自治は財政面や自治の在り方について、大きく変貌している。本年の第二次地方分権改革推進委員会からは「中間的な取りまとめ」が発表され、「地方が主役の国づくり」の具体化へ取り組む姿勢が示され、町としても、これまでの中央集権的な自治体から完全な自治体として、「自由と責任」をもった真の「地方政府」を目指した徹底的な改革をしなければならない時が迫っている。

このような中で、住民・議会・行政が一体となって、地域の厳しい実情を打開する、創意に富んだ豊かで、自立する自治体運営を行っていかうとするとき、これまでの地方自治法だけではその目的を達成することは不可能な時代となっていることから、このような課題を解決していくため、町民参加を主体とした、協働の町づくりを目指して、町の憲法というべき自治体運営の基本となるルールとして「自治基本条例」が必要となってきた。

具体的な対応として、町は、平成 19 年第 1 回定例会で「まちづくり基本条例」の制定に向けた方針を打ち出し、同年 10 月から「福島町まちづくり基本条例町民検討委員会」で策定作業を開始し、本年 8 月に「（仮称）福島町まちづくり基本条例に関する提言書」として答申を受け、今月の定例議会の提案に向け準備を進めている。

二元代表制である一方の町長等の役割については、まちづくり基本条例に盛り込まれているが、もう一方の議会・議員の役割については、基本姿勢にとどめた内容となっており、さらに詳細な議会の部分については別に「議会基本条例」として議会が策定する位置づけとなっている。

議会基本条例については、昨年 9 月の議会改選前と改選後に、平成 11 年からこれまで取り組んできた議会の活性化事項等の集大成として確認をして「議会基本条例」の策定を目指し、議会運営委員会が素案作りを行い、調査特別委員会等において意見交換等を行ってきた。

議会基本条例の内容説明後、意見交換、懇談を行ったところであり、その結果の主な内容及び留意すべき事項は、次のとおりである。

（12月10日の意見）

1. 議員の意見や提案型の質問をすべきであり、その意見や質問、考え方を広報誌等を活用して町民にもっとアピールする必要がある、町民・町・議会の三者が一体となって町政を進めていただきたい。
2. 文章的に難しいが善政競争とはどういうことなのか。議員間で十分協議し、行政の執行者側と協力しながら町政運営を進めることが重要ではないか。

3. 議員個々の採決態度の公表となっているが、教育委員の採決など人事案件については反対討論などあればよいが、投票だけでは、町民にとって結果がわかりづらい。
4. 予算・決算における政策説明資料については、町民にもわかりやすいようお願いしたい。
5. 議員評価は要すべきとの記述になっているが、必要だと思うし、公表すべきであり、町民参加がフォーラム的であればなおよいことと思う。栗山町などの他町村の状況もお知らせいただきたい。
6. 福島町議会の活動には敬意を表するが、議員は町民から選ばれた立場で活動し、また議員は町民の目標・理想であり、その役割と責務（資格・資質）についての具体的な表現をすべきであり、議員の立場を尊重する記述も必要ではないか。
7. 議員は日々研鑽し守備範囲を広く取って、町民からの意見、疑問を受け取って改革していくことが仕事であり、そのためにも1年毎の自己評価は必要ではないか、資質があるかないかも判断できる。
8. アクティブ型議会の表現は町民にはよくわからないのではないか。
9. 参加できたことは画期的であり、議会基本条例の細かいところまではよくわからないが、総論的には賛成する。

（12月11日の意見）

1. 別に定める規則の見直し期間は半年なのか、1年に1回と考えてよいのか、継続のものはどうなるのか。
2. 町民から意見を聞くということはよいことだと思うが、傍聴者の意見を聞く機会は、具体的にはどのような段階が考えられるのか。
3. 議会基本条例の制定にあたり議会運営委員会で会議を重ね、12月議会ではすんなり通る状況になっているのではないか、今までの経過はいかに。
4. 議会基本条例を制定済みの23自治体と当町の基本条例の違いは。議員の歳費・政務調査費・議員研修費等の状況は、そこまで盛り込まなければならないものか。
5. 議会広報の充実で、議員個々の議案などに対する採決態度の公表となっており、開かれた議会での人事案件を無記名投票で実施し、町民の目にも耳にも入れないことは、秘密主義ではないのか、人事案件の採決も基本条例に規定してはどうか。

6. 選挙公報で議会基本条例を公約として載せたのは2人だけであり、12月に提案して、3月からの実施となっているが、重要な部分などのすり合わせなり検討が必要ではないか。町民が期待しているようなものなのか、町民との差が広がることを心配している。
7. 議員評価については、議員の姿勢の問題であり私達に求められても困る。自分たちの責任の判断でよいのでは、あえて町民に問う必要はないのではないか。
8. 議員の自己評価について、議員活動の中で不得意な部分はバツになるのではないか。町民が見た場合にどう評価するのか、そう考えると評価は必要がないのではないか。議会全体の評価は必要かもしれないが、個々の評価についてはあえて公表しなくてもよいのではないか。
9. 議員活動により得られた情報を説明すべきところで説明されていないのではないか。知り得た情報をどこまでセーブしなければならないのか、それを犯した場合の措置はどうなるのか。
10. 説明は受けたが、参加者全員が賛成したわけではない。

特別委員会報告

下記の特別委員会から別紙のとおり報告書の提出があったので、これを報告する。

平成20年12月24日 提出

福島町議会議長 溝部 幸基

記

○自治基本条例・議会基本条例に関する調査特別委員会

福 議 特 委 号

平成20年12月19日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

自治基本条例・議会基本条例に関する調査特別委員会

委員長 金 沢 秀 一

特別委員会調査報告書の提出について

平成20年9月24日第1回福島町議会定例会（9月会議）において、閉会中に調査をすべき事件として、本特別委員会に付託された事件の調査を終えたので、会議規則第76条の規定により、別紙のとおり付託事件調査報告書を提出いたします。

付託事件調査報告書

調査事件	自治基本条例・議会基本条例に関する調査について					
調査期間	平成20年10月30日～平成20年12月15日（3日間）					
出席委員	平成20年10月30日（木）		平成20年11月27日（木）		平成20年12月15日（月）	
	委員長	金沢秀一	委員長	金沢秀一	委員長	金沢秀一
	副委員長	平野隆雄	副委員長	平野隆雄	副委員長	平野隆雄
	委員	佐藤卓也	委員	佐藤卓也	委員	佐藤卓也
	〃	川村明雄	〃	川村明雄	〃	川村明雄
	〃	新山大吉	〃	新山大吉	〃	新山大吉
	〃	木村隆	〃	木村隆	〃	木村隆
	〃	加藤雅行	〃	加藤雅行	〃	加藤雅行
	〃	杉村志朗	〃	杉村志朗	〃	杉村志朗
	〃	佐藤孝男	〃	佐藤孝男	〃	佐藤孝男
〃	藤山大	〃	藤山大	〃	藤山大	
〃	滝川明子	〃	滝川明子	〃	滝川明子	
欠席委員	なし		なし		なし	
職務のため出席した議員	議長	溝部幸基	議長	溝部幸基	議長	溝部幸基
出席説明員	町長	村田駿	副町長	竹下泰弘	町長	村田駿
	副町長	竹下泰弘	総務課長	川岸勤	副町長	竹下泰弘
	総務課企画グループ参事	土門修一	総務課企画グループ参事	土門修一	総務課長	川岸勤
	総務課企画グループ総括主査	前田勝広	総務課企画グループ総括主査	前田勝広	総務課企画グループ参事	土門修一
	財務課長	花田春夫	財務課長	花田春夫	総務課企画グループ総括主査	前田勝広
	監査委員	花田修一	監査委員	花田修一	財務課長	花田春夫
議会事務局職員	議会事務局長	石堂一志	議会事務局長	石堂一志	議会事務局長	石堂一志
	議会グループ総括主査	坂口稔	議会グループ総括主査	坂口稔	議会グループ総括主査	坂口稔
	議会グループ主事	吉澤裕治	議会グループ主事	吉澤裕治	議会グループ主事	吉澤裕治
	議会グループ書記	庭奈々子	議会グループ書記	庭奈々子	議会グループ書記	庭奈々子

□ 所 見

本調査から次の事項を述べ、所見とする。

□ 調査の目的

平成 12 年の地方分権一括法の施行により地方自治は大きく変貌し、本年、第二次地方分権改革推進委員会からは「中間的な取りまとめ」が発表され、「地方が主役の国づくり」の具体化へ取り組む姿勢が示され、福島町としても、完全な自治体として、「自由と責任」をもった真の地方政府を目指した徹底的な改革をしなければならない時が迫っている。

このような中で、住民・議会・行政が一体となって、地域の厳しい実情を打開する創意に富んだ豊かで、自立する自治体運営を行っていかうとするとき、これまでの地方自治法だけではその目的を達成することは不可能な時代となっている。

このような課題を解決していくためには、町民参加を主体とし、協働の町づくりを目指した、町の憲法というべき自治体運営の基本となるルールとしての「自治基本条例」が必要となるものである。

このことから、町は、平成 19 年第 1 回定例会で「まちづくり基本条例」の制定に向けた方針を打ち出し、同年 10 月から「福島町まちづくり基本条例町民検討委員会」で具体的な策定作業を開始し、本年 8 月に「(仮称)福島町まちづくり基本条例に関する提言書」として答申を受け、平成 20 年第 2 回定例議会の提案に向け準備を進めているところである。

また、二代表制の町長等の役割については、前述の提言書に盛り込まれているが、もう一方の議会・議員の役割については、基本姿勢(事項)にとどめた内容となっている。

その具体的な部分は、「開かれた議会づくり」の集大成として「議会基本条例」の制定を目指し、議会運営委員会が素案づくりの検討をしているところである。

以上のことから、「福島町まちづくり基本条例」と「福島町議会基本条例」の内容を集中的に調査、審議をするため、平成 20 年第 1 回定例会 9 月会議において、本特別委員会が設置され、付託されたところであり、実質 3 回にわたる調査の結果を、次のとおり報告するものである。

1. 開催状況及び調査内容

(1) 平成 20 年 9 月 24 日開催(第 1 回)

正・副委員長の互選(平成 20 年第 1 回定例会 9 月会議)

(2) 平成 20 年 10 月 30 日開催(第 2 回)

以下に示した、「まちづくり基本条例(素案)」等の資料説明に基づき、質疑及び意見交換を行った。

◎まちづくり基本条例関係

○調査資料の説明事項

- ①まちづくり基本条例（素案）等の策定経緯
 - ②パブリックコメント手続き
 - ③町民説明会
 - 添付資料
 - ①福島町まちづくり基本条例（素案）全文
 - ②福島町まちづくり基本条例（素案）逐条解説
 - ③福島町まちづくり推進会議条例（素案）全文
 - ④福島町まちづくり推進会議条例（素案）逐条解説
 - ⑤（仮称）福島町まちづくり基本条例に関する提言書と条例素案比較表
- ※議会基本条例の事項については、「議会基本条例（素案）」を配布した。

(3) 平成20年11月27日開催（第3回）

◎まちづくり基本条例関係

福島町パブリックコメント制度に基づく町民意見、町民説明会及び前回の本委員会の意見等を整理して、福島町まちづくり基本条例（素案）を一部修正し、福島町まちづくり基本条例（案）とした資料等に基づき、質疑及び意見交換を行った。

○調査資料の説明事項

- ①まちづくり基本条例（案）等の策定経過
- ②条例（素案）と条例（案）の比較
- ③福島町まちづくり基本条例の制定に伴い整備する条例

○添付資料

- ①福島町まちづくり基本条例（案）
- ②福島町まちづくり推進会議条例（案）

(4) 平成20年12月15日開催（第4回）

◎まちづくり基本条例関係

前回の本委員会の意見を受けた管理職会議で、福島町まちづくり基本条例（案）及び福島町まちづくり推進会議条例（案）を一部修正した資料等に基づき、質疑及び意見交換を行った。

○調査資料の説明事項

- ①福島町まちづくり基本条例（案）等の決定
- ②福島町まちづくり基本条例の制定に伴い整備する条例

◎議会基本条例関係

これまでの、本委員会、町民懇談会及び全員協議会等の意見等を議会運営委員会が検討し、「福島町議会基本条例（素案2）」を一部修正して、「福島町議会基本条例（案）」として示した資料に基づき、質疑及び意見交換を行った。

○調査資料の説明事項

- ①議会基本条例の決定
- ②議会基本条例（素案2）の変更

③議会基本条例（案）の経過

○添付資料

①議会基本条例（案）

②福島町議会基本条例の変更箇所対比表

2. 調査意見

本特別委員会においては、前述の調査目的を達成するため「まちづくり基本条例」と「議会基本条例」に関する調査を実質的に3回開催した。以下、条例別に意見等を述べて調査意見とする。

(1) 福島町まちづくり基本条例関係

○10月30日（木）

- ① 「用語の意味」（第2条）で「町」は執行機関と議会となっているが、基本条例の全般では、「議会」の部分が入っていない「町」という条文が多く、二元代表制の仕組みからも区別した明記が必要である。また、既存の条例との整合性も図らなければならない。
- ② 「まちづくり目標」（第3条）の第5号は、町民憲章に関連しての事項であり、産業があつて町が存続していくことになるが、このことを進めるために町民に対する項目が必要でないか。
- ③ 「まちづくりの目標」（第3条）は、内容が町民憲章と同じであり、最初から町民憲章をまちづくりの目標と規定すべきでないか。また、本来はその目標である5項目を具体化するには総合計画等でどのようにするかということを示すことが最良であると考え。理念条例に終わることのないように実行計画を考えるべきでないか。
- ④ 「満20歳未満の町民の権利」（第6条）で、具体的にどのような形で20歳未満の町民が参加できるのか。またこの条例は今後の目標となるものであることから、将来を担う高校生などを策定委員に加える配慮もほしかった。
- ⑤ 「委員の公募」（第9条）については、人口が減少して各種委員の人選に苦労している実態がある。審議会を新たに設ける規定であるが、この機会に諮問機関などの整理をするとともに、総合開発計画の審議会に対応するなどの検討も必要と考える。
- ⑥ 「コミュニティ活動の推進」（第11条）は、この条例の大変重要な部分であることから、既存のコミュニティ推進協議会の名称や活動など盛り込み、住民との協働を具体的に取る必要がある。
- ⑦ 「第3章の議会」については、具体的な部分など議会基本条例を受け皿として、「他に必要な部分は議会基本条例で定める」などの条項を入れる必要がないか。
- ⑧ 「第3章」の議会の部分に当たって策定委員会に伝えたのは、「皆さんの意見をできるだけ尊重するので、最初から議会が議会基本条例をつくるから

ということ念頭に置いてしまうと、いろんな住民の皆さんの意向を反映するような形にならない」ということであるが、その辺の位置づけが少なからず疑問がある。

- ⑨ 二元代表民主制という考え方の「行政」と「議会」の在り方をどのようにとらえているのか、そのことを踏まえて「議会基本条例」の整理が必要と考える。
- ⑩ 「福祉の向上」（第12条第3項）は、議会基本条例では「豊かなまちづくり」となっていることから整合性を図る必要がある。
- ⑪ 「議会の役割」（第12条）に、議会基本条例の前文にある5項目を加えることが必要でないか。
- ⑫ 「町長の責務」（第14条）に関して、議会基本条例では「議会は、選挙で選ばれた町民の代表機関」としている。同じ町民から互いに選挙で選ばれている町長であるが、まちづくり基本条例自体が行政の役割としたものなので、このような考え方で良いのか。また、「執行機関の責務」（第16条）とあるが、「執行機関の役割・責務」とならないか。
- ⑬ 「住民投票」（第23条）の第3項は、間接民主制が原則となっている中で、執行者・議会・町民の役割として重要なところである。原則などをさらに詳しく明記する必要がある。
- ⑭ 「住民投票」（第23条）に関して第3項の解説では、「町長や議会の決断を拘束するものではないがその結果を尊重する」となっていて、大変重要であるが、入口のない結果に終わってしまうことが考えられる。検討の段階でどのような解釈をしたのか。また、この条例の制定に当たって、町民の理解を得るための最高手段として「まちづくり基本条例」そのものを住民投票で実施する考えはないか。
- ⑮ 「情報提供」（第25条）に、「行政の会議の公開」を加える必要がある。
- ⑯ 「応答責任」（第27条）に関して、町民からの苦情に対する対処方法などの内容を加えるべきと考える。また、入札談合談合事件などもあることから、内部告発関係の条文を、新たな条項として盛り込む必要があるのではないか。
- ⑰ 「条例の検討及び見直し」の第33条、見直しが必要になった場合は、町からでも、町民の中からでも検討を加えていくという文言にしてはどうか。
- ⑱ 町の重要な施策などについて具体性がなく、町民はわからないのではないか。
- ⑲ これからの福島町を支えていくために重要な人材育成に関する条項も必要と考える。
- ⑳ 推進会議委員に対する費用弁償を適切に対応する規定が必要である。
- ㉑ 検討委員会の概要版や素案などから、なぜこの「まちづくり基本条例」を作るか明確な説明がない。今後のまちづくりに向けて大変重要な部分である。
- ㉒ 「まちづくり基本条例」の制定に伴う、既存条例の整合性と基本条例を具体化・具現化するための条例や規則などの関連はどのような計画になっているのか。

○11月27日（木）

- ① 前回の内部告発者に対する保護策等について修正がないが、どのような検討をして修正しなかったのか。
- ② 前回も指摘したが、「用語の意味」（第2条）での「町」の部分で具体的な例として、住民投票でいう「町」は行政以外に「議会」も入るということになるのでないか。他の事項を含めて不具合は出ないのか心配である、さらに検討を加える必要がある。
- ③ 「議会の役割と責務」（第12条）の各項の文末で、「努めます。」、「します。」、「めざします。」などの字句の使い方になっているが、より能動的・主体的に進めることが必要だという観点に立って、この条項を含めて全文を検討する必要がある。同様に、議会基本条例もさらに検討をしなければならない。
- ④ 「住民投票」（第23条）に関して、町長と議会が住民投票を尊重するというのであれば、間接民主制と二元代表民主制の仕組みから、相当限定されたものになってしまうことが予想される。また、限定しない場合は二元代表民主制の根幹を揺るがすことになりかねない。町長・議会が判断をして住民投票をするのではなく、間接民主制の補完とし、住民投票をする事項も含めて、住民が判断をして主体的に実施できる制度にすべきでないか。この条例の課題となっている「住民参加・協働」ということから必要なものと考ええる。現実に制定している先例もあるので、さらに検討を望むものである。
- ⑤ 町民説明会等の意見がまったくなく、町民の意識が希薄であることがうかがえる。まちづくりをするために、町民にとって何を意識して行うことが重要な問題かということを示して進めることが必要と考える。住民投票に関して言えば、未成年者の意見も聞くためにも高校生の勉強会を実施するなどの対応が必要と考える。
- ⑥ まちづくり基本条例の実施に当たっては、直接民主制の在り方を町民の間で理解してもらう必要があると考え、策定委員会でもう一度議論することを望むものである。
- ⑦ これからまちづくり基本条例を町民に理解していただくために、今後の周知等においては、わかりやすい冊子の作成などに配慮した対応が必要と考える。

○12月15日（月）

- ① 条例全体にわたって、「努める」とあるが、検討した結果においてこの状態なのか。議会基本条例では修正する。
- ② 「用語の意味」（第2条）の「町」に関しては、まちづくり基本条例や既存の条例等を整理できるかが心配であり、払拭しきれない。「住民投票」（23条）の第1項の「町は」、本来「町民及び町は」でないか、なぜなら第3項では「町民及び町長と議会は」となっているものである。
- ③ 「議員の責務」（第13条）では「自らの責任を誠実に果たす」とあり、「町長の責務」（第14条）では「自らの政治責任を果たす」となっている

が、町長には「政治責任」あり、議員にはないということなのか。政治の解釈をどのようにしたのか、本来は統一して整理すべきが望ましいものと考え

- ④ 「住民投票」（第23条）に関してのこれまでの意見は、常設型の規定を設けるということが問題ではなく、二元代表民主制の中での住民投票を行政が主導で行うという考え方でもない。住民側が主体となって住民投票をする事項を含めて自らが判断して住民投票を求める岸和田市のようなシステムにしなければならないのでないか。

(2) 福島町議会基本条例関係

○11月27日（木）

- ① このように立派な素案も出来上がり、大変光栄に思っているところであるが、これまでの経過から、まちづくり基本条例に対する町民の関心がないという状況である。少しでも町民の理解を得るために議会基本条例についても、町と同じような対応が必要でないか。
- ② 「第5章の町長等と善政競争する議会」とあるが、二元代表民主制という観点から、このように謳わなければ議会基本条例はできないものなのか。みすぼらしく感じるので、あえてこのような表現はしなくてよいと考える。
- ③ 「議決事件の拡大」（第10条）に関しては、これから町民と行政が協働しながらまちづくりをしようとするとき、議会が町民側と一緒にあったまちづくりができるのか、理想はよいが難しいまちづくりをしていくことになりかねないと考える。議決事件の拡大は、非常に注意をするべきものでないか。

○12月15日（月）

- ① 町民懇談会の結果においては、出席された方もわかりにくい点が多いという感じを受けた。今後の取り組みとして、さらに理解を得るための周知活動をする必要がある。また、懇談会の中で特定の方の質問が、会議の進め方として不合理だどと考える。
- ② 町民懇談会で、「町民参加・町民との連携」（第7条）の6項に関連して、9月会議おける人事案件の採決について、わかりにくいという話があったことを受け、この条例では起立採決の1本化などを行うことが必要でないか。
- ③ 「開かれた議会」と言っていながら表決態度がわからない、という疑問を持っている町民がいる。この条例で最大の問題点として今後も検討する必要がある。
- ④ 議会運営委員会で行っている採決方法等の事項を本会議で行うことを検討していただきたい。そのことにより、投票採決をだれが提案したのか、賛成者はだれのかなどわかりやすいものとなる。
- ⑤ 「町長等と議会・議員の関係」（第8条）の6項で、町長等の「反問」という内容が、どの程度までを指すのか捉えづらいものとする。

渡島西部広域事務組合議会の報告

平成20年12月5日に開催された、平成20年第3回渡島西部広域事務組合議会定例会の報告があったので、下記のとおり報告する。

平成20年12月24日 提出

福島町議会議長 溝部 幸基

記

渡島西部広域事務組合議会の報告

平成20年12月17日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

渡島西部広域事務組合議会議員

報告者 平野 隆雄

平成20年12月5日に開催された、平成20年第3回渡島西部広域事務組合議会定例会の報告をする。

1. 行政報告の主な内容

(1) 衛生関係について

- ・衛生センターの処理施設は、トラブルも無く順調に稼動している。また、し尿脱水汚泥肥料の利用は、11月末現在で252トンが構成町の住民に利用され、前年同期に比較して約2.2倍の利用増となっており、今後も各町の担当課や広報誌等を活用し利用促進を進める。

(2) 消防関係について

- ・消防職員の採用試験は、救急救命士4名、一般消防職員3名、計7名の採用を予定して募集したところ、救急救命士の応募は無く、一般消防職員14名の応募があった。去る10月25日に一次試験を実施し、5名が合格したが、この内1名が辞退し、4名が11月11日の二次試験を受け、3名が合格内定している。また、救急救命士4名は再度募集している。

- ・消防関係の補正予算は、松前消防署の時間外勤務手当及び車輛維持修繕費の追加、福島及び知内消防団費で、女性消防隊の育成・強化を図るための活動用備品を購入するための追加補正である。

(3) 組合同規約の変更協議について

- ・し尿処理施設の整備計画について、施設整備に係る事業着手が平成21年度の実施予定のため、これに伴い負担割合を変更することになった。主な内容は、し尿及び浄化槽汚泥処理施設の整備に伴う経費の負担割合について、これまでの人口割100%を、均等割10%、実績割45%、し尿収集人口割45%とし、平成21年度の負担割合で平成26年度まで適用させ、平成20年度分以前の負担割合は、なお従前の例によることにした。また、昭和52年度に設置したごみ処理施設の解体に要する経費の負担割合は、平成13年10月1日の住民基本台帳の人口による割合とし、福島町34.36%、知内町31.06%、木古内町34.58%とすること等であり、地方自治法に基づき、組合構成町での議決を要することから、12月定例議会での議決をお願いしている。

2. 一般質問 木古内町 竹田 努 議員

「渡島西部衛生センター施設整備基金について」

3. 議 案

議案第1号 平成20年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）

（原案可決）

- ・歳入歳出の総額にそれぞれ3,032千円を追加し、歳入歳出予算総額を1,563,547千円とした。

* 議案・関係資料は、議会事務局に保管しておりますのでご参照下さい。

渡島廃棄物処理広域連合議会の報告

平成20年10月21日に開催された、平成20年第2回渡島廃棄物処理広域連合議会定例会の報告があつたので、下記のとおり報告する。

平成20年12月24日 提出

福島町議会議長 溝部 幸基

記

渡島廃棄物処理広域連合議会の報告

平成20年12月8日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

渡島廃棄物処理広域連合議会議員

報告者 金沢 秀一

平成20年10月21日に開催された、平成20年第2回渡島廃棄物処理広域連合議会定例会の報告をする。

1. 行政報告の主な内容

(1) 平成19年度のごみ処理について

- ・ 総排出量が36,253トンで、焼却量は35,392トン、函館市への処理委託量は3,828トンとなっている。平成18年度との比較では、総排出量で3,291トンの減、焼却量は1,895トンの減、函館市への処理委託では、1,172トンの減となっている。これは関係市町の減量化が順調に進んでいる結果で、特に八雲町は前年比16.8%の減量、北斗市は15.8%の減量化が図られている。

(2) 焼却施設の稼働状況・平成20年度の定期点検について

- ・ 2号炉が2月28日から3月26日まで第3回の定期点検とごみ量減少に伴うピット残量調節で28日間休炉している。

- ・定期点検は、第1回目を1号炉は7月19日から7月29日まで、2号炉は7月14日から7月24日まで、それぞれ11日間で実施している。第2回目の定期点検は、1号炉を10月20日から11月19日まで31日間、2号炉は11月7日から12月7日までの31日間、2号炉は11月7日から12月7日まで31日間の予定をしている。主な点検項目は、ごみクレーン、熱分解ドラム、熱分解循環ガスダクト、ガス燃焼炉、燃焼溶融炉、ボイラー、減温塔、排ガス設備などの整備点検である。

(3) 焼却施設の不具合発生状況について

- ・5月3日に2号炉の破砕機のつまりで3時間、5月27日には熱分解ガス焼却炉の亀裂で266時間、6月1日には1号炉熱分解ガスダクトの亀裂で71時間、6月9日には2号炉残渣搬送コンベアの減速機故障で5時間、8月18日には2号炉熱分解ドラムの加熱管の亀裂で209時間炉を停止している。

(4) 函館市へのごみ処理業務委託について

- ・函館市へのごみ処理業務委託は、平成21年度までの予定とされており、平成20年度は当初3,000トンを予定していたが、関係市町の減量化で今後定期点検以外での炉の停止がなければ、約1,600トン程度と予想している。函館市へのごみ処理委託の早期解消を図るためにも、関係市町の取り組み強化が必要となっている。

2. 一般質問 木古内町 相澤 梢 議員

(1) 委託契約に関する件

予算のなかでも大きくウェートを占めているのが施設定期点検委託料と施設維持管理委託料です。前定例会で、随意契約に対する改善策として一層の透明性を図るためにも、他の施設も調査、研究してまいりたいと答弁されました。調査、研究されましたでしょうか。

(2) 定期点検に関する件

定期点検は、毎年3回長いときは50日以上、短いときは11日ぐらい行われているようですが、行政報告の内容は点検項目と点検整備及び清掃としか報告されておりません。具体的にどのような作業をされるのかお伺いします。

(3) ダイオキシン類の検査に関する件

ダイオキシン類の検査の状況と結果をお伺いします。

3. 議案

件名	内容
議案第1号 平成20年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計補正予算について（原案可決）	補正額 22,232千円 総額 1,486,760千円
議案第2号 副広域連合長の選任につき同意を求めることについて（原案同意）	欠員となっている副広域連合長を選任 森町 佐藤克男（森町長）
議案第3号 渡島廃棄物処理広域連合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について（原案可決）	地方自治法の一部改正に伴い、議員の報酬及び費用弁償を本条例から分離するための全部改正
議案第4号 渡島廃棄物処理広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について（原案可決）	議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を新たに制定する
認定第1号 平成19年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計決算認定について（原案認定）	地方自治法第233条第3項の規定による認定
発議案第1号 議席の指定について	知内町議会から選出された議員2名の議席を指定する 5番松井盛泰議員、6番敦沢良子議員
発議案第2号 議会運営委員の選任について	任期満了となる、議会運営委員を選任
発議案第3号 閉会中の所管事務調査について	閉会中における議会運営委員会の所管事務調査の申し出を許可する
選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について	任期満了となる、選挙管理委員4名及び同補充員4名の選挙を行う

4. 全員協議会の開催について

定例会前に、欠員となっている副広域連合長の選任同意、議席の指定、議会運営委員の選任、選挙管理委員及び同補充員の選挙等について、全員協議会を開催し、協議を行った。

5. 平成19年度決算審査意見（決算の概要）

予算現額1,493,006,000円に対し、歳入決算額1,493,144,172円、歳出決算額1,470,911,724円（対予算比率98.5%）であり、歳入歳出差引額22,232,448円の剰余金を生じ、翌年度へ繰越しされた。

* 議案・関係資料は、議会事務局に保管しておりますのでご参照下さい。

閉会中の所管事務調査等の申し出について

各常任委員会等から、会議規則第72条の規定により、閉会中の所管事務調査等の申し出があったので、これを報告する。

平成20年12月24日 提出

福島町議会議長 溝部幸基

記

- 経済福祉常任委員会
- 広報・広聴常任委員会
- 議会運営委員会
- 火葬場建設に関する調査特別委員会

福 議 委 号
平成20年11月18日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会
委員長 杉 村 志 朗

閉会中の所管事務調査申出書

本委員会は、所管事務調査のうち次の事件等について、閉会中に調査を要するものと決定したので、会議規則第72条の規定により通知します。

記

- 調査事件
1. 生活排水等の現状と課題について
 2. 農業施策の現状と課題について
 3. その他所管に関する事項について

福 議 委 号
平成20年12月11日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

広報・広聴常任委員会
委員長 金 沢 秀 一

閉会中の所管事務調査申出書

本委員会は、所管事務調査のうち次の事件等について、閉会中に調査を要するものと決定したので、会議規則第72条の規定により通知します。

記

- 調査事件 1. その他所管に関する事項について

福 議 運 号
平成20年12月17日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

議会運営委員会
委員長 滝 川 明 子

閉会中の所管事務調査申出書

本委員会は、閉会中に調査等を要するものと決定したので、会議規則第72条の規定により通知します。

福 議 特 委 号

平成20年11月13日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

火葬場建設に関する調査特別委員会

委員長 杉 村 志 朗

閉会中の付託事件継続調査について

本委員会は、調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので通知します。

記

1. 調査事件 火葬場建設に関する調査について
2. 調査理由 さらに内容等の調査を要するため